

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社においてタクシー運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日信号待ちで停車中、普通乗用車に追突され負傷（以下「本件事故」という。）し、翌〇日B病院に受診し「頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され治療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、同期間については療養のため労働することができなかったものであると認めたものの、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から休業損害賠償金を受けていることから、これと調整して特別支給金のみを支給し休業補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）しているとして、同月〇日から同月〇日までの期間に係る同給付を支給し、その余の期間に係る同給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は自賠責保険において認定された症状固定日である平成〇年〇月〇日以降も休業が必要であると主張するので、以下のとおり検討する。

(1) C医師は、平成〇年〇月〇日付け自賠責保険後遺障害診断書において、「症状固定日は平成〇年〇月〇日」とし、同年〇月〇日付け診断書において、「頸部痛あり、物理療法による保存的治療にて経過観察中であったが、同年〇月〇日を以って中止になった。」と述べている。

また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、MRI画像からC3/4及びC6/7で椎間板・骨棘による脊髄の圧迫があり、治療内容は投薬と牽引、温熱などの物理療法で一時的な症状の改善はある。休業の必要性はなく、既に症状固定の状態である、と述べている。

さらに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け症状所見書において、要旨、消炎鎮痛薬処方と物理療法で、初診時より症状は軽快したが、まだ愁訴は残っており、平成〇年〇月〇日時点においても症状に変わりはなく、同年〇月以降の受診はない、と述べている。

(2) D医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、MRI画像から骨棘による脊髄の軽度の圧排が認められるが、その原因は加

齢による骨棘であり外傷変化ではない旨述べている。

(3) 当審査会は、請求人の症状、治療経過及びMR I 画像等の医証を詳細に検討したが、平成〇年〇月〇日時点で、本件傷病に対する治療内容は物理療法による対症療法に終始しており、症状の改善も認められず、同年〇月以降は受診歴もないこと等から、C医師及びD医師の上記意見は妥当であり、同年〇月〇日の時点において、すでに症状固定の状態にあったと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治癒したと認められ、したがって同月〇日以降の期間については治癒後の請求であるとして、休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。